

プロペラ軸及び船尾管軸の検査に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編
高速船規則検査要領

改正理由

IACS 勧告 No.36 は、船尾管潤滑油の劣化分析に関する推奨要件であり、従来使用されている鉱物由来の潤滑油に加え、近年、海洋環境に配慮した環境適合潤滑油 (EAL) の劣化についても規定されている。当該要件は既に本会規則等に取り入れられている。

当該勧告において、EAL の劣化については全酸化度 (TAN)、粘度及び変色等のトレンドを確認することとして差し支えない旨規定されているが、TAN のトレンドの確認方法については詳細に規定されていなかった。

このため IACS では、TAN のトレンドの確認について、オイルメーカーが定める基準値に基づくよう改め、2020 年 11 月に IACS 勧告 No.36(Rev.3)として採択した。

このため、IACS 勧告 No.36(Rev.3)を参考に、関連規定を改めた。

改正内容

TAN のトレンドを確認する際は、オイルメーカーが定める基準値に基づいて実施する旨明記した。

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

B8 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

B8.1 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

B8.1.2 部分検査

-1.(2)を次のように改める。

-1. 規則 B 編 8.1.2-1.(2)(b)i)でいう「本会が適当と認める管理基準値」とは、次の(1)及び(2)に示す基準値をいう。

(1)は省略)

(2) IR 酸化度及び分離水に対する次の上限値。ただし、環境適合潤滑油 (EAL) の場合には、次の(a)にかかわらず、順次実施した潤滑油分析の試験結果に基づき、全酸化度 (TAN) , 粘度及び変色等のトレンドを確認することとして差し支えない。なお、全酸化度 (TAN) のトレンドを確認する際は、オイルメーカーが定める基準値に基づいて、順次実施すること。

(a) IR 酸化度@5.85 μm : 10 (Abs.unit/cm)

(b) 分離水 : 1.0 %

表 B8.1.3-1.を次のように改める。

表 B8.1.3-1. プロペラ軸系に予防保全管理方式を採用する場合の取扱い

| 項目 | 要領 |
|------------|--|
| 1. 適用 | (省略) |
| 2. 申込 | (省略) |
| 3. 承認・付記 | (省略) |
| 4. 承認基準 | (省略) |
| 5. 承認後の取扱い | <p>(-1.から-3.は省略)</p> <p>-4. 船舶は、規則 B 編 1.1.3-1.(6)(a)(i)に規定する検査期限日^(注1)^(注2)までに、次の(1)から(4)に規定する検査の結果が良好であることを確認した上で、規則 B 編 8.1.2-1.(1)(a)から(i)に規定する部分検査を実施する^(注3)^(注4)。ただし、キーレス構造の場合には、少なくとも 15 年毎に、部分検査を表 B8.1 第 2 及び 9 項の検査とともに行うか、規則 B 編 8.1.1 に規定する開放検査を行う必要がある^(注5)^(注6)。いずれの場合でも、次の(1)から(4)に規定する検査又は部分検査の結果が良好でない場合、規則 B 編 8.1.1 に規定する開放検査を行う。</p> <p>(1) サービスレコード (4-3.(2)及び(3)の事項を含むもの。)を確認する。</p> <p>(2) 潤滑油分析の試験報告書により、4-3.に規定する潤滑油の分析に関する管理基準値を満足していることを確認する。ただし、環境適合潤滑油 (EAL) の場合には、4-3.に規定する潤滑油の分析に関する管理基準値にかかわらず、順次実施した潤滑油分析の試験結果に基づき、<u>全酸化度 (TAN)</u>、<u>粘度及び変色等のトレンドを確認することとして差し支えない。</u>なお、<u>全酸化度 (TAN) のトレンドを確認する際は、オイルメーカーが定める基準値に基づいて、順次実施すること。</u></p> <p>(3) 試料油検査を行う。</p> <p>(4) 軸及び/又はプロペラにグライнда又は溶接による補修の報告が無いことを確認する。</p> |
| 6. 承認の取消し | (省略) |

(注) は省略

「高速船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 編 船級検査

3 章 定期的検査及び機関計画検査

3.9 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

3.9.4 部分検査

-1.(2)を次のように改める。

-1. 規則 2 編 3.9.4-1.(2)(b)i)でいう「本会が適当と認める管理基準値」とは、次の(1)及び(2)に示す基準値をいう。

(1)は省略)

(2) IR 酸化度及び分離水に対する次の上限値。ただし、環境適合潤滑油 (EAL) の場合には、次の(a)にかかわらず、順次実施した潤滑油分析の試験結果に基づき、全酸化度 (TAN) , 粘度及び変色等のトレンドを確認することとして差し支えない。なお、全酸化度 (TAN) のトレンドを確認する際は、オイルメーカーが定める基準値に基づいて、順次実施すること。

(a) IR 酸化度@5.85 μm : 10 (Abs.unit/cm)

(b) 分離水 : 1.0 %